

別記8-2

みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）

第1 事業内容

本事業は、化学肥料、化学農薬の使用低減や温室効果ガス削減に資する取組等、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画（以下「みどり計画」という。）又はみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「特定計画」という。）の認定を受けた農林漁業者等が、みどり法第2条第4項に規定する環境負荷低減事業活動を定着させ、又は拡大させるために必要となる機械・施設の導入又は整備を支援する。

第2 事業実施主体

本事業の支援対象は、次の第1号から第3号に掲げる者であって、第4号から第8号までの全ての要件を満たすものとする。

なお、本事業において、有機農業とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式、又は有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）に定められた取組水準の生産方式をいう。

- (1) 初めて認定を受けた特定計画認定者（特定計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）
- (2) 初めて認定を受けたみどり計画認定者（みどり計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）のうち、有機農業に取り組む者（以下「有機農業者」という。）であって、次に掲げる要件を満たす者。

ア 成果目標として、主要な事業対象作物の有機農業による作付面積をおおむね次に掲げる規模以上とする目標を設定し、その実現に向けて取り組むこと。なお、中山間地域等（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱別記2別紙1のⅡ(10)ア(イ)に規定する中山間地域等とする。）において事業を実施する場合にあつては、次に掲げる面積の半分以上とする。）

(ア) 稲：4 ha

(イ) 麦・大豆・雑穀：2 ha

(ウ) いも類・露地野菜：1 ha

(エ) 茶：1 ha

(オ) 果樹：0.5 ha

(カ) 施設園芸：0.5 ha

イ 成果目標として、市町村域を越えて他の産地や有機農業者と連携し、有機農産物の共同出荷や共同販売を行い、安定供給や物流の効率化に取り組む目標を

設定し、その実現に向けて取り組むこと。

ウ みどり法第 15 条第 2 項 3 号に規定する特定区域内で取り組む有機農業者にあつては、特定計画の認定を受けない相当の理由があること。

- (3) 初めて認定を受けた特定計画において、関連措置実施者（みどり法第 21 条第 3 項に掲げる措置を行う同項に規定する者をいう。以下同じ。）に位置付けられた事業者（農林漁業者の組織する団体、地方公共団体、又は民間事業者（商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、又は法人格を有さない団体））
- (4) 本事業を行う意思及び具体的計画を有すること。
- (5) 本事業を的確に実施できる能力を有すること。
- (6) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であつて、定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない者にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。
- (7) 主たる事務所が日本国内に所在し、事業及び交付金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。
- (8) 法人格を有さない団体については、次に掲げる全ての要件を満たす団体とする。
 - ア 主たる事務所の定めがあること。
 - イ 代表者の定めがあること。
 - ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。
 - エ 年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第 3 交付対象経費等

1 交付対象経費

交付対象経費は、特定計画又はみどり計画に記載された取組のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 機械導入事業（推進事業）

次のア又はイの機械の購入費又はリース方式による導入経費を、交付対象経費とする。

ア 第 2 第 1 号又は第 2 号の事業実施主体が特定計画又はみどり計画の実施に必要な機械

ただし、機械とは、生産段階の環境負荷低減事業活動の取組に直接寄与する機械に限るものとする（機械と一体的に導入するソフトウェアを含む。）。

イ 第 2 第 3 号の事業実施主体が特定計画の実施に必要な機械

ただし、機械とは、次に掲げる取組に必要な機械に限るものとする。

(ア) 環境負荷低減に資する資材を製造

(イ) 農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物（以下「環境負荷低減農林水産物」という。）をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該食品の付加

価値向上に資する流通

(2) 施設整備事業（整備事業）

次のア又はイの施設の整備費を、交付対象経費とする。

ア 別表に掲げる特定計画認定者又はみどり計画認定者が整備する特定計画又はみどり計画の実施に必要な生産段階の環境負荷低減の取組に必要な施設（これらに附帯する設備を含む。）

イ 関連措置実施者が整備する特定計画認定者に提供する資材を製造する施設又は特定計画認定者の生産した環境負荷低減農林水産物の加工・流通に必要な施設（これらに附帯する設備を含む。）

2 交付対象経費に係る留意事項

(1) 機械導入又は施設整備は、特定計画又はみどり計画に記載された計画期間内の取組を行うために必要なものであること。ただし、当該計画の取組期間を延長した場合、延長期間については交付対象としない。

(2) 機械導入事業においては、一般競争入札を実施する、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

(3) 施設整備事業においては、別記 11 に定められた交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いに即したものとする。

3 交付率等

(1) 交付率

交付対象経費の2分の1以内。ただし、総事業費が100万円以上であること。

(2) 国庫交付金額の上限金額

1 事業実施主体当たりの国庫交付金額の上限金額は、機械導入事業は200万円、施設整備事業は1,000万円とする。ただし、複数名で1つの特定計画又はみどり計画の認定を受けている等、特定計画認定者又はみどり計画認定者複数名が共同利用する機械・施設の導入を行う場合、国庫交付金額の上限金額は、以下のとおりとする。

ア 機械導入事業の国庫交付金額の上限金額200万円に、機械を共同利用する特定計画認定者又はみどり計画認定者の人数を乗じた額（ただし、最大1,000万円とする。）

なお、関連措置実施者の行う機械導入事業の国庫交付金の上限金額は、特定計画に含まれる特定計画認定者の人数を乗じた額（ただし、最大1,000万円とする。）

イ 施設整備事業の国庫交付金額の上限金額1,000万円に、施設を共同利用するみどり地区計画認定者又はみどり計画認定者の人数を乗じた額（ただし、最大2,000万円とする。）

なお、関連措置実施者の行う施設整備事業の国庫交付金の上限金額は、特定計画に含まれる特定計画認定者の人数を乗じた額（ただし、最大2,000万円とする。）

4 交付要件

第2で定める事業実施主体が次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- (1) 特定計画の申請を行い、都道府県知事の認定を受けていること。
- (2) みどり計画の申請を行い、都道府県知事の認定を受けていること。
- (3) 都道府県知事の認定を受けた特定計画で関連措置実施者に位置付けられていること。

5 申請できない経費

次の経費は、前項に定める交付対象経費とはならない。

- (1) 特定計画認定者又はみどり計画認定者が整備する流通又は加工に必要な機械・施設の導入に係る経費
- (2) 環境負荷低減の取組に資さない機械・施設の導入に係る経費
- (3) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）第3の（2）の事業をいう。）の施設園芸エネルギー転換枠を活用可能なヒートポンプ等の省エネルギー機器の導入経費
- (4) 本要綱第10第1項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（本要綱第11第1項ただし書の規定により交付決定の前に着手した場合を除く。）
- (5) 本交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）。ただし、申請時において本交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (6) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- (7) 本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費

第4 採択基準

事業の採択基準は、本要綱第5第3項に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的、取組内容の妥当性及び経営の持続性が見込まれ、環境負荷低減に寄与する事業であること。
- (2) 機械の種類及び規模の妥当性
 - ア 導入する機械が特定計画又はみどり計画の活動内容と整合のとれた種類及び規模であること。
 - イ 導入する機械の使用目的が明確であること。
- (3) 施設規模等の妥当性
 - ア 整備する施設の利用計画及び既存の施設の利用状況が明確であること。
 - イ 施設の規模、性能等の妥当性が確保されていること。
 - ウ 事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。
- (4) 事業費の適正性
本要綱第5第1項又は第2項の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算

定が、次のア又はイにより行われていること。

ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。

イ 原則、3社以上の相見積りにより事業費の算定を行うことで、事業費の低減に努めていること。

なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。

(5) 事業収支の妥当性

ア 活動に必要な額及びその調達方法が適正かつ妥当であること。

イ 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。

ウ 第3第1項第2号に規定する施設整備事業を行う場合は、第7の費用対効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。

(6) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。

イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。

ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。

エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。

(7) 第6により設定した成果目標の内容の妥当性

ア 内容が妥当であり、実現の見込みがあること。

イ 事業着手から成果目標の達成に向けたスケジュールが計画されていること。

(8) 事業実施主体の妥当性（第3第1項第2号の施設整備事業を行う場合のみ）

ア 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっていること、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。ただし、3年連続赤字の場合又は事業開始から1年未満の場合にあっては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを表明すること。

また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。

イ 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

(9) 他の国庫補助事業等との重複

事業実施主体は、特定計画又はみどり計画に従って機械・施設の導入を行った場合、当該計画に記載された目標年度までの期間は、本事業対象機械・施設を導入する際に、他の国庫補助事業等を活用できないものとする。

第5 事業実施計画の作成に関する事項

事業実施主体は、本要綱第5第1項又は第2項の定めにより事業実施計画を作成

する際に、次に掲げる資料を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

(1) 事業実施主体の経営状況・組織概要が分かる資料

- ア 法人である場合は、定款又はこれに代わる書類（法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）
- イ 直近3か年分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

(2) その他別紙様式第10号に定める書類

第6 目標年度及び成果目標

事業実施主体が設定する目標年度及び成果目標の内容は、特定計画又はみどり計画の目標年度及び目標を踏まえて作成するものとし、次に掲げるとおりとする。

1 目標年度

特定計画又はみどり計画に記載された実施期間の目標年月を含む年度とすること。

2 成果目標の内容

特定計画又はみどり計画に記載された目標と整合し、実現可能なものであること。

第7 費用対効果分析の実施方法

第3第1項第2号の施設整備事業を行う場合、本要綱第5第6項に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。

1 費用対効果分析の提出

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第22号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画と併せて提出するものとする。

2 費用対効果の算定方法

(1) 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第22号の第2に従い算定するものとする。

ウ 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \}$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

ただし、施設等別年事業費 = 施設等別事業費 ÷ 当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、大蔵省令及び交付規則に定めるところによる。

(3) 総事業費は、効果の発生に係る施設等の整備のための投下資金の総額とする。

第8 事業の実施状況の報告

本要綱第30第1項に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業完了年度の翌々年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、前年度の事業実施状況の点検を自ら行い、事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、事業完了年度についての事業実施状況の報告書は、事業完了後速やかに作成し、都道府県知事に提出する。また、事業完了年度及び目標年度についての報告の際は、事業実施計画に準じて作成する事業実施結果に係る報告書を添付する。
- 2 前項の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第17号に規定されている項目）について、具体的に作成し、施設整備事業の場合は決算書等を添付するものとする。
- 3 第2第2号イに定める方式を実施する事業実施主体については、事業実施状況の報告書と併せて、都道府県知事に対して、以下に定める書類を提出するものとする。
 - (1) 第2第2号イに定める要件を満たしていることを確認するための生産記録等の書類を添付し、報告すること。ただし、収穫が事業実施状況の報告書の提出以降に行われる品目を生産する場合にあっては、取組終了前であっても、その取組見込みの書類を添付して、報告することとし、取組終了後に生産記録等の書類を提出すること。
 - (2) 有機農産物規格表A.1の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格表B.1の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、使用した資材について、有機農産物規格表A.1又は有機農産物規格表B.1に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを報告すること。

ただし、対象活動を実施しようとする農地が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条の登録認証機関による有機農産物の認証を受けている場合（有機農産物規格5.1に定める転換期間中のほ場を含む。）は、使用した資材の報告を省略することができるものとする。

第9 事業成果の評価

本要綱第31第1項の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、第6第1項で定める目標年度の翌年度に事業実施計画に定めた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、事業成果の評価報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 2 前項の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第17号に規定されている項目）について具体的に作成し、第3第1項第2号の施設整

備事業においては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

第10 リース方式における留意点

リース方式による設備・機械の導入を行う場合の留意点は、次のとおりとする。

1 リース期間

リース期間は、成果目標年度末までの期間以上で法定耐用年数（大蔵省令に定める耐用年数をいう。以下同じ。）以内とする。

2 リース料助成額

リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$

ただし、当該リース物件のリース期間を法定耐用年数未満とする場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号に掲げる算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料助成額は第2号に掲げる算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にあっては、そのリース料助成額については、第1号又は第2号に掲げる算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$(1) \text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜）}$$

$$\times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

$$(2) \text{「リース料助成額」} = (\text{リース物件購入価格（税抜）} - \text{残存価格})$$

$$\times \text{助成率（1／2以内）}$$

3 事業実施上遵守すべき事項

(1) 事業実施主体は、適正化法第8条の規定による交付金の交付決定通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機械の導入に関するリース契約を、リースを提供する事業者（以下「リース事業者」という。）と締結すること。なお、事業実施主体は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア リース事業者に設備・機械を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、原則として一般入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ リース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、一般競争入札又は複数の者から見積りを提出させること等によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(2) 交付金の支払申請に係る書類

事業実施主体は、前号のなお書による入札等の結果及びリース契約に基づき設備・機械を導入する場合は、都道府県知事に対し交付金の支払申請を行う際に、

リース契約書の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(3) リースの対象となる設備・機械の利用者の範囲

リースの対象となる設備・機械の利用者は、本事業に取り組む農業者、団体等（農業者を構成員に含む団体又は農地所有適格法人をいう。）とする。

(4) 設備・機械の範囲・利用条件

設備・機械の範囲は、環境負荷低減農林水産物の生産の拡大に必要なものであって、環境負荷低減農林水産物の生産量、出荷量、環境負荷低減農林水産物を用いた加工食品の製造・加工量、流通量等に応じた処理能力を有すること。

(5) リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 本交付金事業実施計画に記載された利用者及び設備・機械に係るものであること。

イ 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない設備・機械であること。

(6) 第1号のリース契約においては、次の事項を特約として規定すること。

ア リース料支払に係る国からの交付金相当額については、初回リース料支払時又は交付金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。

イ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から交付金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。

(7) リース料の支払

ア 事業実施主体は、リース事業者から交付金によるリース料の支払に係る領収書又はこれに類する書類を受け取った場合は、その写しを、別紙様式第20号により作成する交付金支払確認書とともに、速やかに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。）に提出すること。

イ 事業実施主体は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、支払状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。

第11 その他

1 事業実施計画の期間

事業実施計画の期間については、原則1年以内とする。

事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、必要に応じて年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。なお、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではない。

また、交付対象期間の途中で事業を中止し施設整備が完了しなかった場合、原則として、過年度に遡及して、既に交付した交付金を返還するものとする。

2 みどり法との関係

(1) みどり投資促進税制及び制度資金の活用促進

事業実施主体は、特定計画又はみどり計画に従って設備投資を行う場合、株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫による畜産経営環境調和推進資金又は食品等持続的供給促進資金及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 11 条の 4 又は第 44 条の 4 に規定するみどり投資促進税制の積極的な活用に努めるものとする。ただし、本事業と農業改良資金又は林業・木材産業改善資金及び沿岸漁業改善資金の併用はできない。

(2) 地方公共団体がみどり法に基づき策定した基本計画に基づく施策との連携

本事業の実施に当たっては、みどり法第 16 条第 1 項に基づき地方公共団体が作成する基本計画において、「環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標」が位置付けられていることを踏まえ、事業実施主体は、事業の実施に係る基本計画の達成に寄与するよう、関係地方公共団体との連携に配慮するものとする。

3 バイオマス関連施策との連携

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、バイオマス産業都市構想に位置付けられた事業化プロジェクト、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画に位置付けられた施策との連携に配慮するものとする。

4 機械導入事業において導入した機械の取扱い

- (1) 本事業により導入等をする機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。
- (2) 本事業により導入等をした機械等については、本事業名等を表示すること。

(別表)

第3第1項第2号の施設整備事業の対象機械・施設

有機物処理・ 利用施設	・堆肥等の製造に必要な施設とする。
うち堆肥 等生産施 設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む。）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ごみ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・堆肥の原料として生ごみ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された堆肥は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
うち地域 資源肥料 化処理施 設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された肥料は、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌1キログラムにつき亜鉛120ミリグラム以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。

<p>うち土壌 機能増進 資材製造 施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
<p>地域エネルギー等供給施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 非化石燃料の地域資源を利用し、温室へ電気や熱等のエネルギーや二酸化炭素を供給する木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー等を整備できるものとする。なお、当該施設は、一体的に整備する施設にエネルギーを供給する上で必要な規模を超えない規模とする。 • 隣接する工場等の施設から発生する熱や電気を利用するコストがその地域の加温に要する平均コストを下回り、長期にわたって安定的に熱や電気が供給されることが確実な場合は、当該施設から発生する熱や電気を利用するために必要な設備の整備を行うことができるものとする。 • ただし、産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策（産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）第3の（2）の事業をいう。）の施設園芸エネルギー転換枠を活用可能なヒートポンプ等の省エネルギー機器については、本事業の支援対象外とする。
<p>附帯施設</p>	